

4 保護の適正実施について

4 保護の適正実施について

(1) 国と地方の協議に係る中間取りまとめで指摘された運用改善事項への取組について

ア 金融機関本店に対する一括照会について

適正な保護の決定及び保護費の支給のために、生活保護法第29条に基づく要保護者等の資産及び収入の状況を把握することが不可欠であり、要保護者等の預貯金等に関する調査については、日頃より、各自治体においてご尽力いただいているところである。本調査をより円滑かつ効果的に実施できるよう、地方自治体から国に対し運用の改善を求める要望が出されており、「中間取りまとめ」においても、金融機関本店への一括照会について速やかに導入に向けた手続を進める必要があるとされたところである。

本店一括照会については、全国銀行協会と24年3月末を目途に協議を進めているところであり、協議を踏まえて方針をすみやかに取りまとめ、各自治体に対し周知する予定であるので、あらかじめ御了知願いたい。

イ その他の事項に係る取組について

国と地方の協議中間とりまとめにおいて、ア以外にも以下の事項について指摘がされ、検討しているところであるので、あらかじめ御了知願いたい。

(ア) ハローワークと福祉事務所との間の具体的な情報交換が円滑に進むよう、求職活動状況に関する照会の本人同意を取る方策

個人情報保護の観点から、従来協力が得られにくかった生活保護申請者の就労状況等に関する情報が得られるよう、関係機関に照会することについての本人の同意の項目を追加する方向で検討している。

(イ) 稼働能力の判断に資する情報提供等の支援のあり方

ハローワークで行う職業適性検査の結果等、稼働能力の判断に資する情報の提供が福祉事務所に円滑になされるよう調整を進めている。

(ウ) 求職者支援制度と生活保護制度との関係整理

関係部局において検討中。

(エ) ケースワーカーの負担軽減に資する訪問調査回数の緩和

ケースワーカーが直接訪問しなくとも、関係機関や他施策等との連携によって担当ケースの状況が把握できる仕組み作りを検討している。

(オ) 期間を定めた就労支援の実施について

保護開始直後から、期間を定めて集中的に就労支援を行う方針を年度内に策定できるよう検討している。

(2) 要保護者の適切な発見把握について

ア 生活困窮から電気・ガス・水道料金等の滞納により、ライフラインが止められ、死亡に至るといった事態の発生を防ぐため、電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所が連携を強化し、要保護者の発見・把握に努めるよう平成22年10月1日付で厚生労働省社会・援護局保護課長通知によりお願いし、今年度も平成23年7月8日付で同旨の通知を発出している。

しかしながら、今般、生活困窮者が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生しており、一部の自治体においては、関係部局・機関（民生委員を含む）等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態を踏まえ、生活困窮者に関する情報を自治体の民生主管部（局）が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」（平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知）に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活困窮者の情報が着実に必要な支援につながるよう、自治体の民生主管部（局）にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た民生主管部（局）は、民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活困窮者に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

こうした取組については、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（厚生労働省社会・援護局長通知）により平成24年2月23日付で各自治体をお願いしているところであり、特に御留意の上、生活困窮者の支援に当たられたい。

イ 安否確認等にあたっては、ケースワーカーによる訪問活動等のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源の活用についても検討すること。

ウ 生活の相談に福祉事務所に来所した方に対しては、生活困窮の状況を的確に把握

の上、面接相談票等に記録し、福祉事務所内で情報を共有するよう努められたい。
保護申請の意思のある方に対しては、生活保護制度の仕組みを十分に説明の上、申請手続きへの援助指導を行うこと。法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も現に慎むべきであることに留意願いたい。

なお、保護の申請に至らなかった方に対しても、関係機関と連携し、可能な限り必要なフォローアップをするよう努められたい。

(3) 東日本大震災による被災者の生活保護上の取扱い等について

東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについては、これまで「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」（平成23年3月17日社援保発0317第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）などにより周知しているところであり、各自治体においても、これらの通知を踏まえ対応に万全を期していただくとともに、ケースワーカー等を被災自治体に派遣するなど被災地における生活保護行政の適正な実施に御尽力いただいているところであるが、引き続き以下の取扱いに留意願いたい。

ア 義援金等の取扱いについて

東日本大震災に係る義援金等の生活保護制度上の取扱いについては、「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」（平成23年5月2日社援保発0502第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）において、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しない取扱いとするともに、自治体の判断により、費目・金額を積み上げずに包括的に一定額を自立更生のために充てられるものとして自立更生計画に計上できる取扱いをお示したところである。あわせて、被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意することや、あらかじめ自立更生に充てられる経費の内容等について提示・説明するなど被災者の事務負担軽減に努めること等について通知しているところである。

今後においても、複数次に渡って義援金等が配分されることが考えられるが、自立更生計画を段階的に策定するなど、当該義援金等が、被災した被保護世帯の生活再建に有効に活用されるよう、配慮されたい。

また、福祉事務所においては、保護課長通知に基づき適切に事務処理を行っているものとして認識しているが、自立更生に充てられる経費の内容等について生活保護受給者に十分な説明を行わないまま収入認定を行った上で保護の停廃止を行ったり、義援金等の受領を理由に保護の辞退届の提出を生活保護受給世帯に求め、保護を廃止するなど、一部の自治体において不適切な取扱いが見受けられたところであるので、東日本大震災に係る対応に際しては、被災者の事情に配慮し、適切な保護の実施に当たるよう、保護課長通知の趣旨及び内容について、改めて管内の福祉事務所に周知徹底をお願いします。

イ 雇用保険の失業給付の給付期間の延長措置切れによる生活困窮者への対応について

東日本大震災発生以降、被災等により職や住まいを失った方々の住居の確保や生計維持など生活再建のための支援について政府全体で取り組んでいるところであり、昨年10月には、雇用保険の失業給付の給付期間の延長措置（広域延長給付）を実施したところである。本年に入り、延長措置の期限到来による支給終了者が出始めることにより、各種施策を講じてもお生活に困窮する方が生活保護の開始の申請に至ることが考えられる。そのため、「東日本大震災により生活に困窮された方への支援の徹底について」（平成24年1月6日社援保発0106第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、

・雇用保険の失業給付の終了を契機に生活に困窮し、保護の申請した方について、単に稼働能力があることのみをもって保護の要件を欠くものではなく、「就労の能力」や「就労の意思」を有し、現に就労していなくても積極的に求職活動を行っている場合は保護の適用となり得ること。生活保護の相談や申請があった場合、生活歴・職歴等を聴取した上で、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行うこと

・雇用保険の失業給付の終了を契機に生活保護の受給に至った方に対し、就労支援員等による就労支援をきめ細かく実施するとともに、自立支援プログラムを活用すること

・平成23年度第3次補正予算に計上された「被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業」により、各種施策等の情報提供や手続きなど地域の実情に応

じた役割を柔軟に行っていただく「生活再建サポーター」の配置が可能となったため、同サポーターの活用により生活保護受給者への必要な支援を行き届かせることが可能になるとともに、福祉事務所の事務を総合的に補完できるものであるため、積極的な活用を検討の上、被災した生活保護受給者に対し必要な支援を行うこと

など、支援に当たって留意いただきたい事項について通知しているところである。各自治体においても、都道府県労働局、ハローワークや産業政策担当部局とも連携の上、引き続き被災者への適切な支援に努めるようお願いする。

(4) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設等をめぐる問題、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、生活保護受給者に対して住居と食事等の生活サービスをセットで提供する事業者に対して刑罰も含めた新たな法規制について、議員立法（被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する法律案）が検討されている。現在、同法案の国会提出に向けた準備が進められていると承知しており、厚生労働省としても必要な協力をしているところである。

また、無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、平成22年7月に各自治体の御協力の下、実態を把握し、23年6月に実態調査結果を公表した。本調査結果から、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、平成21年10月20日発出した通知と同旨の事務連絡を発出したところであり、以下に掲げる事項について管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いする。

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

また、平成24年度も今年度に引き続き「居宅生活移行支援事業」を実施し、自治体がNPO法人や事業者等に委託して事業を実施するという従前からの「委託方式」

に加え、同事業の実施に積極的な事業者等に対して補助を行うこととする「補助方式」でも可能とする予定である。本事業は、地方自治体が適切と考える無料低額宿泊施設に対して入居者の居宅生活に向けた支援を委託し、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援を図るためのものであることから、無料低額宿泊施設の適正な運営にも資するものである。本事業の積極的な活用について御検討いただきたい。

(6) 「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の活用について

生活保護の適用は、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても、預貯金などの資産や年金等の社会保障施策と同様に活用することが前提となっている。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金（以下「リバースモゲージ」という。）については、平成22年に会計検査院から指摘を受け、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）、「生活保護受給者等に対する生活福祉資金貸付制度の活用について」（平成23年6月24日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、生活保護受給者が所有する不動産等の資産の状況等の適時適切な把握と組織的管理を求めるとともに、必要に応じリバースモゲージ制度の活用等を具体的に指導助言するよう周知しているところである。各自治体におかれては引き続きリバースモゲージの活用を促進されたい。

(7) 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成23年10月28日付けで通知された処置要求において、法第78条の適用及び法第63条に基づく費用返還決定額の算定について、不適切な取扱いを行う自治体が見受けられたところであり、以下の改善が求められたところである。

- ア 厚生労働省は、事業主体に対して、法第63条又は法第78条を適用する場合の考え方を明確に示し、収入申告がなされていない事態について検討を十分行った上で、法第78条を厳格に適用するよう徹底を図ること
- イ 厚生労働省は、事業主体に対して、返還決定等及び自立更生費等の取扱いについて体系的に明示するとともに、返還決定等の判断の適切性並びに返還金の額から控除する額の適切性及び必要性を検討するための様式を示すなどすること。また、返還決

定に当たり、特に遡及して年金を受給した場合を含め、原則として返還対象額全額を返還させる取扱いを徹底すること

ウ 厚生労働省は、事業主体に対して次のような技術的助言を行うこと

(ア) 申告義務について被保護世帯の状況に応じて的確に説明を行い、収入の有無にかかわらず定期的かつ確実に収入申告書の提出を求めること

(イ) 返還決定等に当たり、返還及び徴収の対象となる機関及び返還対象額等の算定を適正に行うこと。また、返還決定に当たり、自立更生費等を控除する場合は、必要性を十分検討した上で、控除の認定を適切に行うこと

エ 厚生労働省及び都道府県等が、事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、返還決定等の状況の確認を徹底し、保護費の返還及び徴収が適正に行われていない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

会計検査院の指摘を踏まえ、法第78条の厳格な適用に係る取組み等について、追って厚生労働省社会・援護局保護課から通知等により具体的な事務手続等をお示しする予定であるので、あらかじめ御了知願いたい。